

福島市放射線除染業務委託中間前金払取扱要綱

平成25年 9月 6日制定

平成27年 4月 1日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務委託前金払及び中間前金払契約条項に基づき、本市が発注する放射線除染業務委託及び放射線除染監理等業務委託(以下「業務委託」という。)に係る中間前払金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、前金払をした委託金額5千万円以上の業務委託を対象とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前払金は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 受注者が、保証事業会社と中間前払金に関して保証契約をしていること。
- (2) 委託期間の2分の1を経過していること。
- (3) 委託期間の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (4) 業務委託の進捗出来高が、委託金額の2分の1以上に達していること。
- (5) 部分払を行うこととした業務委託でないこと。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前払金の額は、委託金額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中間前金払の請求等)

第5条 中間前払金の認定手続等については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、第2条及び第3条の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求(様式第1号)に業務委託履行報告書(様式第2号)を添えて、契約検査課へ提出するものとする。
- (2) 契約権者は、中間前払金の請求があったときは、中間前払金の要件を満たしているか認定を行い、中間前払金認定通知書(様式第3号)により、10日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) 中間前払金の認定を受けた受注者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保証証書を予算課に提出するものとする。

(中間前払金額の変更)

第6条 受注者は、委託金額が著しく増額された場合においては、その増額後の委託金額の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の支払を請求することが出来る。

- 2 受注者は、委託金額が著しく減額された場合においては、受領済みの中間前払金が減額後の10分の6（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、委託金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。但し、市長は、本項の期間内に業務委託契約条項第19条、第20条の規定による支払をしようとするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。
- 3 前項の超過額が相当の額に達し、中間前払金の使用状況からみて返還することが著しく不適當であると認められるときは、市長と中間前払金を受けた受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

（中間前払金の使途制限）

第7条 受注者は、中間前払金を当該業務委託に必要な経費以外の支払に充てることはできない。

（中間前払金の返還）

第8条 中間前払金の支払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第9条 市長は、第6条第2項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、その未返還額につき、市長の指定した期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。

（適用時期）

第10条 この要綱は施行日以降に締結した契約にかかる業務委託について適用する。

なお、特例措置としてこの要綱の適用以前の契約は前金払の契約条項について契約変更したもののみ適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。